

保育士等キャリアアップ研修に係るQ&A（受講者向け）

I 保育士等キャリアアップ研修の制度について

1 保育士等キャリアアップ研修は、誰を受講対象とするものですか。

基本的には、処遇改善等加算Ⅱにより賃金改善を受ける者が対象となりますが、賃金改善を受けない者や、公立施設・認可外施設等で勤務する者や、現在は保育所等で勤務していない者についても、研修を受けることは可能です。

2 処遇改善等加算Ⅱとの関係上、保育士等キャリアアップ研修はいつまでに受講する必要がありますか。

処遇改善等加算Ⅱの加算要件のうち、研修修了に係る要件については、国において、令和6年度から段階的に必須化を目指すこととされています。副主任保育士・中核リーダー等については令和5年度、職務分野別リーダー・若手リーダーについては令和6年度が適用開始年度となります。

3 保育士等キャリアアップ研修には全部で8つの分野がありますが、処遇改善等加算Ⅱとの関係上、何分野の受講が必要ですか。

処遇改善等加算Ⅱにより月額4万円の賃金改善を受ける者（副主任保育士等）については4分野、月額5万円の賃金改善を受ける者（職務分野別リーダー等）については、専門分野6分野のうち、担当する1分野の受講が求められます。

4 県委託研修と指定研修は何が違いますか。

県委託研修は、県が実施主体となり、兵庫県保育協会への委託により実施する研修です。

指定研修は、市町・指定保育士養成校・保育に関する研修実績を有する非営利団体が実施する研修で、内容がキャリアアップ研修に該当するものとして県の指定を受けた研修です。

県委託研修の修了者には県から、指定研修の修了者には指定研修実施機関から修了証が交付されます。（修了証の効力はいずれの場合であっても同じです）

II 研修の受講方法等について

1 受講の申込みはどのようにすればいいですか。

県委託研修については、実際に研修を運営する兵庫県保育協会または保育協会各支部に、指定研修については各指定研修実施機関に申し込んでください。（研修の運営者等については、別途県のHPへ掲載予定です）

また、申込み方法等についても、上記申込み先に直接ご確認ください。

2 修了の認定は、1分野ごとに受けられるのですか。また、1つの分野を修了するための要件はどのようになっていますか。

修了の認定（修了証の交付）は、1分野ごとに行います。

1つの分野を修了するためには、当該分野の研修を15時間以上受講するとともに、この15時間以上の受講の中で、分野ごとに定められた5つの項目を受講することが必要です。

3 県委託研修を受講する場合、1つの分野について、必ず1年間で15時間以上受講する必要がありますか。

県委託研修の場合、園の事情等により1年間で15時間以上受講できない場合で、複数年をかけて15時間以上受講した場合であっても、修了の要件を満たしていること確認できる場合には、修了認定することとしています。

4 指定研修を受講する場合、1年間で15時間を受けきる必要がありますか。病欠や園の行事などにより、1年間で15時間の研修全てを受けられない場合、どうしたらいいのでしょうか。

指定研修については、基本的に1年間で15時間以上受講することを前提としたカリキュラムが組まれていますので、原則として1年間で全て受講してください。

ただし、やむを得ず全ての研修を受講できない場合は、以下の方法により修了認定を受けることができます。

① 今年度受講できなかった部分について、翌年度に同じ指定研修実施機関が実施する研修を受講

※ ただし、翌年度に部分的な受講をすることが認められるかについては、各指定研修実施機関によって異なりますので、各機関へ直接確認してください。

② 不足している時間数・項目について、県委託研修または他の指定研修を受講

※ ただし、他の指定研修を受講しようとする場合、カリキュラムのうちの一部のみの受講が認められるかについては、指定研修実施機関によって異なりますので、各機関へ直接確認してください。

5 指定研修の受講申込みは、15時間単位で行わなければならないのでしょうか。1日単位や、1講義単位の申込みは可能ですか。

指定研修の場合、15時間の一体的なカリキュラムが組まれていますので、15時間単位での受講申込みが基本となりますが、指定研修実施機関によっては1日単位や1講義単位での受講を認めている場合がありますので、受講を希望する各機関へ直接確認してください。

6 県委託研修と指定研修を組み合わせる1分野を受講することはできますか。

問4の②の場合と同様に、県委託研修と指定研修を組み合わせる1分野を受講した場合でも、県で修了認定することとしています。

ただし、指定研修については、カリキュラムのうちの一部のみの受講を認めていない場合もありますので、部分的な受講可否については研修機関へ直接確認してください。

7 複数の指定研修を組み合わせると1分野を受講することはできますか。(例：A大学で10時間、B市で5時間など)

問4の②の場合と同様に、複数の指定研修を組み合わせると1分野を受講した場合でも、県で修了認定することとしています。

ただし、指定研修については、カリキュラムのうちの一部のみの受講を認めていない場合がありますので、部分的な受講可否については研修機関へ直接確認してください。

8 市町が実施する指定研修について、他市町の施設で勤務していますが、受講することはできますか。

他市町で勤務する方の受講可否については、各市町によって異なりますので、研修を実施する市町へ直接確認してください。

Ⅲ 受講後の手続き・修了証について

1 県委託研修を1分野(15時間以上)受講した場合、修了証の交付を受けるためにどのような手続きが必要ですか。

県HPに掲載している修了証交付申請書に、以下の書類を添付して申請してください。

- ・ 兵庫県保育士等キャリアアップ研修受講管理シート
- ・ 受講した研修の一部受講証明書原本(受講管理シートに記載した研修のもの全て)
※研修開催者から交付を受けてください。
- ・ 受講した分野について記載したレポート
- ・ 保育士証の写し(保育士資格を有しない場合は幼稚園教諭・栄養士・調理師・看護師免許状等)

なお、申請書の提出先は、以下のとおりです。

- ・ 兵庫県保育協会、神戸市私立保育園連盟、姫路市保育協会、西宮市私立保育協会、兵庫県私立幼稚園協会の会員園で勤務する方・・・各所属団体の事務局
- ・ 上記のいずれの団体にも所属していない園で勤務する方及び現在保育所等で勤務していない方・・・兵庫県こども政策課

2 指定研修を1分野(15時間以上)受講した場合、修了証の交付を受けるためにどのような手続きが必要ですか。

修了証交付のための手続きは、各指定研修実施機関によって異なりますので、受講した指定研修の実施機関へ直接確認してください。

3 県委託研修と指定研修を組み合わせると1分野(15時間以上)受講した場合、修了証の交付を受けるためにどのような手続きが必要ですか。

この場合、修了証の交付は県で行いますので、上記問1と同様の手続きを行ってください。

なお、一部受講証明書の発行については、各指定研修実施機関によって取扱いが異なりますので、事前に各機関に確認してください。

4 複数の指定研修を組み合わせると1分野（15時間以上）受講した場合、修了証の交付を受けるためにどのような手続きが必要ですか。

この場合、修了証の交付は県で行いますので、上記問1と同様の手続きを行ってください。
なお、一部受講証明書の発行については、各指定研修実施機関によって取扱いが異なりますので、事前に各機関に確認してください。

5 修了証に有効期限はありますか。

有効期限の定めはありません。

6 修了証は、他の都道府県へ転居し、転居先の施設で勤務する場合にも有効ですか。

交付を受けた修了証は、全国で有効となります。